

ユニコムプラザまちづくりモデル事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、地域の課題解決等に向けた具体的なテーマに基づき定期的に活動を行う団体の事業を、相模原市立市民・大学交流センター（以下、「ユニコムプラザさがみはら」という）が「まちづくりモデル事業」として認定することにより、市民と大学等が連携・協働して研究する機会（企画としての対話の場）を創出するために必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 認定対象事業は、相模原市内に活動の本拠を有する政治、宗教及び営利活動を主たる目的としていない市民団体、NPO、その他の団体が大学との連携により実施する、地域の課題解決、活性化に向け、定期的な活動を行うものとする。

2 前項の団体は、相模原市立市民・大学交流センターユニコムプラザさがみはら団体登録募集要領Ⅱの1に記載の団体であって、団体登録が可能であるものとする。

(支援の内容)

第3条 認定された団体は次の支援を受けることができる。

- (1) 課題解決に必要なアドバイス、大学等他団体への橋渡し等に向けた相談
- (2) ユニコムプラザさがみはら内でのチラシの配架、HPへの掲載等、活動の広報
- (3) 対象事業を実施する際のユニコムプラザさがみはら内の施設利用

(事業の申請)

第4条 まちづくりモデル事業に申請しようとする団体は、ユニコムプラザまちづくりモデル事業申請書（様式は別に定める）及びユニコムプラザまちづくりモデル事業事業概要書（様式は別に定める）を、ユニコムプラザさがみはら所長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第5条 ユニコムプラザさがみはら所長は、前条の規定に基づき事業の認定の可否を申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第6条 前条により事業の認定を受けた団体は、事業の実施状況についてユニコムプラザまちづくりモデル事業経過報告書（様式は別に定める）を、また事業の終了後速やかにユニコムプラザまちづくりモデル事業実施報告書（様式は別に定める）を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は平成31年1月10日から施行する。